

○東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例

平成5年3月31日東大阪市条例第3号

東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例

東大阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年東大阪市条例第25号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 廃棄物の減量推進(第7条—第15条)
- 第3章 廃棄物の適正処理(第16条—第23条)
- 第4章 清潔の保持(第24条—第28条)
- 第5章 手数料(第29条—第31条)
- 第6章 廃棄物減量等推進審議会(第32条)
- 第7章 雑則(第33条・第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて清潔を保持することにより市民の健康で快適な生活環境の保全及び良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 家庭系廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔の保持のため、必要な施策を講じなければならない。

2 市長は、前項の責務を果たすため、市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

3 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔の保持に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔の保持のため必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の再利用を図ること等により廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにするとともに、これらが廃棄物になったときは自ら回収するよう努めなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、廃棄物の再利用を図ること等により廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔の保持に関し、本市の施策に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量推進

(市長等が行う減量推進)

第7条 市長その他本市の行政機関は、その事務を処理するに当たっては、自ら廃棄物の発生を抑制し、廃棄物として排出された物のうち再利用が可能な物の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を利用する等再利用を促進することによって廃棄物の減量に努めなければならない。

(地域ごみ減量推進員)

第8条 市長は、地域における廃棄物の減量の推進その他清潔なまちづくりを行うため、地域ごみ減量推進員を委嘱することができる。

(事業者が行う減量推進)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品を開発し、製品の修理体制を確保する等により廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)、再生部品(同条第5項に規定する再生部品をいう。))及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(適正包装等)

- 第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等によりその包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、使用後に回収して再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めること等によりその包装、容器等の再利用を図らなければならない。
- 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をするときは、その回収に努めなければならない。
- 4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供する等により製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(特定事業者の義務)

- 第11条 多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者で規則で定めるもの(以下第14条までの規定において「特定事業者」という。)は、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。
- 2 特定事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。
- 3 特定事業者は、規則で定めるところにより事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

- 第12条 市長は、特定事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を採るべき旨の勧告を行うことができる。

(公表)

- 第13条 市長は、前条に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の公表を行おうとするときは、あらかじめ、当該公表されるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(受入拒否の要請)

- 第14条 特定事業者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第12条に規定する勧告に係る措置を採らなかったときは、当該特定事業者が排出する事業系一般廃棄物について、東大阪都市清掃施設組合の管理者に対し、その管理する処理施設への受入れを拒否するよう要請することができる。

(市民が行う減量推進)

- 第15条 市民は、再利用が可能な物の分別等を行うとともに、集団回収等の市民の自主的な活動に参加し、協力する等により廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 市民は、商品の購入に際して、再生品その他の廃棄物の減量に配慮した商品を選択する等により廃棄物の減量に努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画の告示)

- 第16条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 2 前項の規定は、一般廃棄物処理計画に関し、重要な事項に変更があった場合に準用する。

(廃棄物の処理)

- 第17条 市長は、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない。
- 2 事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは処分を業として行う者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

- 第18条 市長は、一般廃棄物のうち適正に処理することが困難であると認める物を指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、これを告示しなければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定により指定された物(以下「適正処理困難物」という。)について、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。
- 4 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、下取り等の方法による回収を求めることができる。

(土地又は建物の占有者の義務)

- 第19条 土地又は建物の占有者(管理者を含む。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物から排出される一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処理することができる一般廃棄物を自ら処理するよう努めなければならない。
- 2 占有者は、一般廃棄物の保管容器を衛生的に管理するとともに、収集に容易な構造とし、かつ、収集に便利な場所に設置しなければならない。
- 3 占有者は、一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に定められた内容に従い適正に分別し、保管し、及び排出しなければならない。

(排出禁止物)

- 第20条 占有者は、一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性の物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物

- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 前各号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理を困難にし、又は一般廃棄物処理施設の機能に支障を生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置)

第21条 事業者は、その建物又は敷地内に事業系一般廃棄物保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 規則で定める事業者は、その建物又は敷地内に規則で定めるところにより事業系一般廃棄物保管場所を設置しなければならない。

3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を事業系一般廃棄物保管場所に集めなければならない。(建築物の建築者の一般廃棄物保管場所の設置)

第22条 建築物を建築しようとする者(以下「建築者」という。)は、一般廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 規則で定める建築者は、規則で定めるところにより一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。(改善命令)

第23条 市長は、事業者又は建築者が第21条第2項又は前条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者又は建築者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

第4章 清潔の保持

(清潔保持特定区域の指定)

第24条 市長は、清潔の保持の推進を図るため、清潔保持特定区域を定めることができる。

2 市長は、清潔保持特定区域を定めたときは、これを告示しなければならない。

3 市長は、清潔保持特定区域において、当該地区の清潔の保持のための施策を行うものとする。

(清潔の保持)

第25条 占有者は、その土地又は建物及びその周辺の清潔の保持を図るとともに、清潔の保持に関する市長の施策に協力しなければならない。

第26条から第28条まで 削除

第5章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第29条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定による一般廃棄物処理手数料は、別表のとおりとする。

2 前項の手数料の徴収の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。

3 特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、第1項の手数料の5割以内において市長の定める額を加算することができる。

(手数料の減免)

第30条 市長は、天災その他特別の事情があるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請手数料)

第31条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定めるところにより手数料を納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を申請しようとする者 1件につき10,000円

(2) 法第7条第2項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を申請しようとする者 1件につき10,000円

(3) 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を申請しようとする者 1件につき10,000円

(4) 法第7条第7項に規定する一般廃棄物処分業の許可の更新を申請しようとする者 1件につき10,000円

(5) 一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証の再発行を受けようとする者 1件につき3,000円

2 既納の前項の手数料は、返還しない。

第6章 廃棄物減量等推進審議会

第32条 法第5条の7第1項の規定に基づき、東大阪市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量、適正な処理等に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公共的団体その他の団体の役員

(3) 本市の住民

(4) 関係行政機関の職員

(5) その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。
 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 雑則

(立入検査)

第33条 市長は、法第19条第1項に規定する場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により、立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第11条から第14条まで及び第21条から第23条までの規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日条例第10号)

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第5号抄)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第23号)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 東大阪市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年東大阪市条例第107号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成29年10月31日条例第28号)

この条例は、平成30年8月1日から施行する。ただし、第31条の改正規定及び別表の改正規定(「第30条第1項」を「第29条第1項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月28日条例第42号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条(東大阪市手数料条例第2条第1項各号列記以外の部分及び第33号の改正規定、同項第100号の改正規定(同号ただし書を削る部分を除く。))並びに同条例第3条及び別表第3備考1の改正規定に限る。)から第3条まで、第5条、第6条(東大阪市水道事業給水条例第34条第1項の改正規定を除く。)及び第7条の規定 公布の日

(2) 第1条中東大阪市手数料条例第2条第1項第100号の改正規定(同号ただし書を削る部分に限る。)、同項第104号の次に1号を加える改正規定並びに同条例別表第2、別表第3備考3及び別表第4の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年2月20日

(3) 第6条(東大阪市水道事業給水条例第34条第1項の改正規定に限る。)及び附則第4条の規定 令和4年10月1日

(東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第4条の規定による改正後の東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第31条第1項の規定は、施行日以後に行われる申請に係る一般廃棄物収集運搬業等の許可又は許可の更新に係る手数料について適用する。

別表(第29条第1項関係)

種別	取扱区分	手数料
ごみ	事業系一般廃棄物であるごみを収集し、運搬し、及び処分するとき。	100キログラムにつき 1,350円
	大型ごみ(家庭系廃棄物であるごみで、最大の辺又は径が30センチメートル以上のものをいうものとする。)を収集し、運搬し、及び処分するとき。	1個につき 800円を超えない範囲内で規則で定める額
動物の死体	小動物の死体を収集し、運搬し、及び処分するとき。	1個につき 2,000円
し尿	定期の処理に係るもの	(1) 一般家庭又はこれに準ずるものから排出されるし尿を収集し、運搬し、及び処分するとき。 使用人員の区分に応じ1便槽1回 ア 普通便槽に係るもの 2人以下 300円 3人及び4人 400円 5人及び6人 500円

		<p>7人 550円 8人以上 550円に7人を超える人数に50円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>イ 無臭便槽に係るもの 2人以下 500円 3人及び4人 600円 5人及び6人 700円 7人 750円 8人以上 750円に7人を超える人数に50円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>ウ 簡易水洗便槽に係るもの 2人以下 660円 3人及び4人 880円 5人及び6人 1,100円 7人 1,210円 8人以上 1,210円に7人を超える人数に110円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>1便槽1回100リットルにつき 600円</p>
臨時の処理に係るもの	<p>(2) 前号に掲げるし尿以外のし尿を収集し、運搬し、及び処分するとき。</p> <p>(1) 定期の処理を行っているし尿を収集し、運搬し、及び処分するとき(第3号に規定するものを除く。)</p> <p>(2) 定期の処理を行っていないし尿を収集し、運搬し、及び処分するとき(次号に規定するものを除く。)</p> <p>(3) 400リットルを超えるし尿を収集し、運搬し、及び処分するとき。</p>	<p>1便槽1回</p> <p>ア 普通便槽に係るもの 1,500円</p> <p>イ 無臭便槽に係るもの 2,400円</p> <p>ウ 簡易水洗便槽に係るもの 3,300円</p> <p>1便槽1回 3,300円</p> <p>1便槽1回 3,300円に400リットルを超える100リットルごとに600円を加算した額</p>

備考

- 1 事業系一般廃棄物であるごみの手数料を算出する基礎となる数量が100キログラム未満のときは100キログラムとし、その数量に100キログラム未満の端数があるときはその数量を100キログラムとして計算する。
- 2 し尿の手数料を算出する基礎となる数量が100リットル未満のときは100リットルとし、その数量に100リットル未満の端数があるときはその数量を100リットルとして計算する。